

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

伊那市が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

伊那市から確認書（要返信）
が届きます

※令和4年2月中旬の発送予定です。
※一部申請が必要な場合があります。

令和3年12月10日時点で伊那市に住民登録
のある方に送付します。

詳しくは右面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年2月14日（月）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】伊那市社会福祉課・生活支援
臨時相談室、伊那市HP等

詳しくは右面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯員全員が住民税非課税であると確認ができた世帯

- 対象と思われる世帯には、伊那市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、伊那市に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に未申告者がいる場合

- 対象となる世帯でも、令和3年度分住民税申告が済んでいない世帯員がいる場合は確認書が届きません。
- 税務課で住民税申告を済ませた後で、社会福祉課・生活支援臨時相談室へ申請してください。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（伊那市の場合）単身の場合：93万円以下、本人・子(1人)の場合：137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、申請時にお住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00

〒396-8617 伊那市新田3050
伊那市社会福祉課・生活支援臨時相談室

0265-78-4111 内線2366,2311

受付時間 平日8:30~17:15

裏面があります

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関するよくあるご質問

**Q 給付金を受け取るのは誰になりますか？
どのように受け取るのですか？**

A 対象世帯の世帯主が受給者になります。
また、給付金は原則として世帯主名義の銀行口座への振込みとなります。

Q 一人暮らしの大学生（住民税非課税）ですが、市外に住む親に扶養されています。給付対象になりますか？

A 本人が住民税非課税であっても、住民税が課税されている方に扶養されている場合は給付対象になりません。扶養者が非課税であれば給付対象になりますのでご確認ください。

**Q 令和4年1月1日に伊那市に転入してきました。
給付金の申請はどこに出せばいいですか？**

A 令和3年度住民税非課税世帯の方は、令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村へご相談ください。
家計急変世帯は申請時点の住所地市区町村になります。伊那市社会福祉課・生活支援臨時相談室へ申請してください。

**Q 自己都合で会社を退職しました。
家計急変世帯として給付金を受け取れますか？**

A 本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当となった世帯が対象となります。そのため、新型コロナウイルス感染症と全く関係ない理由で収入が減少した場合は対象になりません。

**Q 住民税非課税世帯向けの給付と家計急変世帯への給付を、
それぞれ受け取ることはできますか？**

A いずれかの給付を受けた世帯は、もう一方の給付金を受け取ることはできません。

要件など制度に関して詳しくは内閣府ウェブサイトをご覧ください

内閣府 非課税世帯等給付金

検索

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/hikazei/index.html>

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも 受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村での**手続きが必要**です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

申請先

現在お住まいの市区町村

【申請書配布先】伊那市社会福祉課・生活支援臨時
相談室、伊那市HPなど

申請期間

令和4年2月14日（月）～
令和4年9月30日（金）

手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きしてください。
ご不明な点は、現在お住まいの市区町村の給付金担当窓口にご相談ください。

**Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。
私は給付金を受給できませんか？**

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

**Q 配偶者からDVを受け避難しています。
配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？**

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 現在の住まいで受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A 現在お住まいの市区町村にご連絡いただき、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」をご提出ください。